

被害者支援 ニュース



公益社団法人
全国被害者支援ネットワーク
National Network for Victim Support

第40号

2023.3.20 発行

公益社団法人

全国被害者支援ネットワーク

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-14-10
東京外国語大学本郷サテライト 6 階
TEL 03-3811-8315 FAX 03-3811-8317
ホームページ <http://www.nnvs.org/>
Twitter 公式アカウント @nnvs_org

- 巻頭言 … 第5期5年計画の2年目に向けて 1
- 特集 …… 被害者支援センターの財政基盤の確立について-中間報告- 2~5
- 寄稿 …… 被害者支援センターの活動～民間被害者支援団体の支援 6~7
- 事務局からのお知らせ・編集後記 8

巻頭言

第5期5年計画の2年目に向けて

公益社団法人全国被害者支援ネットワーク

全国被害者支援ネットワーク
理事長 ● 椎橋 隆幸



1 第5期5年計画の現状と課題

2022年にスタートした第5期5年計画(以下5年計画という)が2年目を迎える今年2023年に当たり1年目を振り返り5年計画の進捗状況から今年は何をなすべきかを考えてみます。

5年計画は被害者支援活動の基本的施策に加えて新たに4つの施策を提示しました。それらは①自助グループ支援の充実・強化、②被害に遭った子どもや兄弟姉妹、遺族となった子どもへの支援、③ワンストップ支援センターとの連携・強化、④デジタル技術を活用した支援業務の充実化及び全国的な広報啓発です。

①については、昨年12月に自助グループを支援するファシリテーターの育成を目的とした研修を実施し、23センター(26名)の参加がありました。今年度からは継続的に開催する予定です。

②については、昨年の秋期全国研修会において「子どもの性暴力被害の現状と回復への道のり」をテーマとした対談を実施しました。今年は支援センターの実態調査に基づき、学校、教育委員会、児童相談所との連携や子どもの支援にあたる相談員の知識・スキルの向上、被害に遭った子どもの支援につなげる取り組みを行っていく必要があります。また、小学生、中高生向けの犯罪被害者や被害者支援に関するマンガ冊子の学校等への普及は有効ですと継続します。

③については、ワンストップには病院拠点型とセンター連携型があり、それぞれに課題があることが調査結果により明確になりました。病院拠点型では他の機関との連携や情報交換が困難であること、役割分担や支援活動の範囲が不明瞭であることが課題であり、他方、センター連携型では、相談員の確保や育成、夜間休日の体制整備が課題として指摘されました。2種類のワンストップにはそれぞれ設立の経緯や事情がありますが、被害者にはいずれのワンストップにおいても格差のない、必要かつ適切な支援が受けられるよう、それぞれの課題を克服できるよう着実に取り組んでいきます。例えば、内閣府から業務委託されている被害者支援センターへの実態調査をもとに、支援の好事例があった場合、守秘義務を前提としたうえで、

共有を図るなどに取り組みます。

④については、被害者支援活動の充実・強化や広報活動(特に若者に向けた)の充実のためにもデジタル技術の一層の活用は不可欠です。そのためのデジタル環境整備をはじめ Web システムや SNS を利用できる人材の確保等にさらに取り組んでいきます。

2 被害者支援の展開

ここまで、5年計画で新たに策定された4つの施策の振り返りと課題を述べてきましたが、被害者支援という観点からはそれら以外にも実現すべきことがたくさんあります。

①全国事務局長等会議は加盟団体の連携・強化の促進という点で極めて有意義であり今年も継続して開催いたします。②春期全国研修会として各センターにおける支援活動の中核的人材となるコーディネーターの育成のための研修を開催します。センター間で共同して助言・指導できる幅広い視点を持った人材の育成を目指します。③犯罪被害者支援を考える・学ぶ講座については受講者には好評でした。今後は法学部・法科大学院に限定せず、対象学部を教育、福祉、心理、医療等に広く拡大して認知度・共感度を高めます。④先進的な被害者支援の取り組みの実態を学ぶための海外調査を実行してから8年余が過ぎました。最新の海外の被害者支援の実情を把握することは我が国の被害者支援の進展に役立てるために有益なことと思われます。そのための準備を進めます。

3 結びにかえて

被害者支援のためにやるべきことはたくさんあります。話は少しそれますが、被害者支援に特化した条例の制定も被害者支援の重要な一環です。条例の制定、特に都道府県のそれは最も目覚ましい成果を上げているといつてよいでしょう。条例の制定にあたっては地方自治体の職員、議会の議員、有識者、マスコミ関係者、各自治体の住民の理解と熱意が不可欠です。特に有識者として参加されている被害者の方や民間支援団体の方と自治体の職員の方の理解と熱意と協同が高く評価されます。最も住民に近い基礎自治体である市区町村での被害者支援条例がより多く制定されることを祈ってやみません。

特集

被害者支援センターの財政基盤の確立について—中間報告—

元同志社大学教授、全国被害者支援ネットワーク監事、
京都犯罪被害者支援センター副理事長 川本哲郎氏



はじめに

被害者学を含む刑事法の研究に加えて、被害者支援の活動に関わるようになったのは、恩師の大谷實同志社大学名誉教授が1998年に京都犯罪被害者支援センター(KVSC)を設立されたときです。その後、2005年から理事に就任し、2009年には運営委員の一員となり、センターの運営にも関与しました。さらに、2014年からは、全国被害者支援ネットワークの監事となり、会計の監査に携わるようになりました。そこで、憂慮したのは、KVSCやネットワークの財政基盤の脆弱さでした。

京都では、2022年に京都府が漸く特化条例の制定に動き出しました。それを契機に、全国の状況を熟知しておられる平井紀夫副理事長(全国被害者支援ネットワーク前理事長・現特別顧問)の提言もあり、KVSCでは、組織機構の改革などに着手しました。それを担当する業務執行理事として、筆者の大きな課題のひとつは、財政基盤の強化でした。

そこで、それに取り組むにあたって、まず、全国の状況を、各センターのホームページや全国被害者支援ネットワークの資料によって把握することとしました。そうすると、各センター間に大きな格差があることが判明し、そして、それは、地方公共団体の規模によるものだけではなく、各センターの設立の経緯や、その後の活動の差異によるものであるように思われました。そうすると、各センターの特色を生かして、KVSCにも、財政基盤を強化する余地が存在するということになるのではないかと考えたわけです。

上記の情報を調べて検討してみると、さまざまな興味深いことが分かりました。したがって、以下では、この半年間にわたって筆者が取り組んできた改革の一端を紹介し、全国のセンターの参考に供することといたします。

前置きが長くなって恐縮ですが、最初に、各センターからの今後のご協力をお願いしておきたいと思います。というのは、全国の状況を正確に把握するためには、すべてのセンターの協力が必要だと思うからです。まず、調査の過程で、各センターの公開する情報の基準が一致していないことが障害となりました。たとえば、賛助会員について、法人・団体のみを掲載しているところもあれば、掲載の媒体もホームページではなく、会報を使

●執筆者プロフィール

中央大学法学部を卒業後、同志社大学大学院法学研究科修了。2012年より同志社大学法学部教授。2020年定年退職。法学博士(同志社大学)。京都犯罪被害者支援センター副理事長、全国被害者支援ネットワーク監事。

用している例も散見されます。また、決算・予算についても、センターによって形式が異なっています。本稿が推奨するような、各センターが相互に情報を参照し、それぞれの長所を取り入れて、財政基盤を強化していくためには、このような難点を克服していく必要があると思います。筆者も、この間に、不明な点については、各センターに電話やメールで問い合わせ、調査のご協力をお願いしてきました。その数は、全センターの半数近くに及びます。ご協力に感謝すると共に、今後さらに分析を進め、各センターの財政基盤の強化に役立てるためには、全国被害者支援ネットワークを中心にして情報の整備を進めていく必要があります。これからの皆さまのご協力をお願いする次第です。そして、この調査の現状を踏まえて、本稿の副題を「中間報告」といたしました。

収支の概観

1. 総収入

全国被害者支援ネットワークの調査を見ると、1位の東京都は、1億円を超えており、4千万円を超えているところも10余り存在するのですが、他方で、2千万円に届かないところも二桁に達しています。そして、総収入の上位を見ると、必ずしも、都道府県の人口の多寡と一致していないことが分かります。つまり、都道府県人口の上位10のうち、センターの総収入上位10に入っているのは半分の5に止まっています。したがって、人口の少ない地域でも、工夫を凝らすことによって、そこそこの収益を上げることができるということが示されているわけですから、努力してみる価値は十分にあると思います。

2. 賃料

センターが置かれている施設の年間の賃料についても、190万円以上が10余り、110万円から160万円と10万円台が約10、そして、5万円以下が2となっているのですが、ゼロというところが16も存在し

ます。これについても、都道府県の人口や、センターの総収入に比例しているわけではありません。賃料の高いものでは、数百万円のところもあるので、ゼロの県とは大きな隔たりがあります。とくに、賃料が総収入の割前後を占めているセンターでは、交渉次第でゼロになる可能性があるなら追求すべきだと思います。

資金調達

1. 会 費

会費の収入は、1000万円前後のところもあれば、200万円を切るところも散見されるという状況です。会員数についても、300を超えるところが10近くあれば、100以下のところも10以上存在します。さらに、人口1万人当りの会員数を見ると、秋田、岩手、宮城の東北3県が上位を占め、山梨、愛媛、熊本、富山、三重と続きますので、人口の多い県の会員数が多いわけではありません。また、人口比で見て、会員数の少ないのは、人口の多いところが目立ちますが、そうでないところもありますから、それぞれのセンターの、これまでの活動を反映していると考えられます。そうすると、会員を増加させる可能性は高いと思われるので、我々の叡智を結集して、工夫を凝らすべきでしょう。

会員の構成についても大きな違いが認められます。たとえば、警察関係について見ると、多くの警察署や警察友の会が会員となっているところもあるのですが、

他方では、一桁にとどまっているところも見られます。医師会についても、都道府県の医師会は、ほとんどが会員となっていますが、市区町村の医師会が会員となっているところは少数であり、しかも、地域によって会員数は大きく異なります。たとえば、京都では、京都府の医師会以外の会員は1しかないのですが、埼玉では二桁に達しており、全国で見ると、都道府県以外の医師会が会員となっている例は数十に達しています。被害者支援に当たって連携を図る機関として、医療関連のものが大きな役割を果たすことは広く知られていることから、その意味でも、地域の医師会など医療関連団体・機関に働き掛けていくことには意義が認められると思います。さらに、これと同様の状況は交通安全協会や防犯協会、更生保護女性会、社会福祉協議会などにも見られるので、会員を拡大していく努力が必要だと思います。京都府は、特化条例を制定するに当たって、安全・安心まちづくり条例とも連動することを考えています。つまり、犯罪予防と犯罪者更生、被害者支援を一体として考えようということです。被害者支援団体が、犯罪予防や犯罪者の更生に、今後どのように関わっていくかは、難しいところのある問題ではありますが、避けては通れないものであることも事実です。それを踏まえて、これらの団体に犯罪被害者支援センターの賛助会員についての話をする意義は大きいと考えています。ちなみに、京都府では、府の特化条例制定を機に、警察友の会の参加をお願いするために、KVSCのスタッフが、来年度の総会に出席することとなっています。警察には被害者支援室が設置されており、大きな役割を果たしているのですが、警察全体の活動として見ると、被害者支援に関わっている警察官は少数にとどまっています。しかし、潜在的な関心は高いと思われるので、真摯に訴えれば協力を得られると期待しています。さらに、商工会議所や、歯科医師会、看護協会、警備業協会、損害保険会社、自動車教習所などについては、複数の都道府県において会員となっている例がありますから、呼びかける価値があると思います。その際には、「社会全体で支える」ことの意義と、当該団体の果たす役割の重要性について理解してもらうことが大切です。そして、この問題についても、全国の各センターに成功例の情報提供を依頼し、それを活用することが肝要でしょう。

長年にわたって大学で教鞭を執っていた者として、大学などの教育機関にも触れておきます。正確な統計はとっていないのですが、全国のほとんどのセンターにおいて、教育機関が会員になっています。その数が二桁に達するところもあります。「社会全体の支援」として、ぜひ協力をお願いしたいところですが、教育機関については、その際に、大学の社会貢献や、教育の問題も取り上げてもらいたいと思います。小中高

全国被害者支援ネットワーク加盟団体の正会員・賛助会員状況

2022/08集計
2022/04時点

全体(平均)		年会費	2021年度 期首会員数	2022年度 期首会員数	増減
正会員	個人	4,125	54	54	0
	団体	9,125	17	16	-1
賛助会員	個人	2,520	735	743	8
	団体	11,417	241	223	-18

A団体(平均)		年会費	2021年度 期首会員数	2022年度 期首会員数	増減
正会員	個人	6,600	81	63	-17
	団体	10,000	12	11	-1
賛助会員	個人	5,800	2,242	2,475	233
	団体	22,000	488	465	-23

B団体(平均)		年会費	2021年度 期首会員数	2022年度 期首会員数	増減
正会員	個人	5,200	77	76	-1
	団体	4,600	0	0	0
賛助会員	個人	2,200	103	115	12
	団体	11,000	225	154	-71

C団体(平均)		年会費	2021年度 期首会員数	2022年度 期首会員数	増減
正会員	個人	3,333	86	86	0
	団体	8,333	23	18	-5
賛助会員	個人	2,333	680	816	136
	団体	8,833	263	210	-53

D団体(平均)		年会費	2021年度 期首会員数	2022年度 期首会員数	増減
正会員	個人	3,810	47	45	-2
	団体	8,571	17	16	0
賛助会員	個人	2,285	771	695	-76
	団体	10,714	238	230	-7

E団体(平均)		年会費	2021年度 期首会員数	2022年度 期首会員数	増減
正会員	個人	3,546	28	28	1
	団体	12,273	21	19	-3
賛助会員	個人	1,727	299	303	4
	団体	9,545	131	123	-9

(注1) 数値はすべて平均値。

(注2) 団体区分は、R2年度国勢調査による

校では、教育の内容として、「いのちの教育」や「被害者の人権」などが重要です。大学では、とくに法学部において、犯罪学や刑事政策の科目の内容として被害者学があり、その中で、被害者支援について教えるという使命があります。さらに、法科大学院では、将来の法曹の備えるべき知識を身につけてもらうために、被害者支援についての教育が必要不可欠です。全国被害者支援ネットワークも、法科大学院に被害者支援に関する講座を提供しているところです。さらに、大学生には、ボランティアとして協力してもらうという道もあります。これは、財政基盤に直接関わるものではありませんが、将来の社会人として、大学在学中に被害者支援に取り組むことは貴重な財産になるはずです。実際に、岡山県をはじめとして、全国で5以上の県において、大学生がボランティア活動を行っており、鹿児島県や山梨県では、犯罪被害者支援大学生ボランティア制度運営要綱が定められています。今後の支援活動の広がりを見ると、若い人たちに参加してもらうことは極めて重要なことであり、それがひいてはセンターの財政基盤の強化にもつながると思われるので、あえて紹介した次第です。

2. 地方公共団体の補助金

補助金についても、かなりの地域差が見られます。ただし、都道府県や県庁所在市による事業が委託されている場合もあれば、市町村が賛助会員になっている場合や、分担金を負担している場合も存在します。どのような仕組みがよいかについては、地域の事情もあるので、一概には言えないのですが、ここでも、各地の情報を共有して、現在よりも、連携・協力を密にして、補助金の増加を目指すべきだと思います。「社会全体で犯罪被害者を支える」ために、地方公共団体が果たす役割が重要であることに疑いはないのですから、連携を強化する意義を訴えるように努めるべきでしょう。被害者学の世界でも、都道府県の特化条

例の制定が進んでいることに鑑み、「地方公共団体における被害者支援」に関心が寄せられています。実際に、京都府の特化条例では、府と府警、被害者支援センターの三者を核として、犯罪発生地の市町村が加わり、支援調整会議が設置されることになっています。また、京都アニメーション放火殺人事件のように、被害者が多数に上り、被害者等の居住する地域も多数にまたがっている場合には、これらの連携・協力がさらに重要になるのは言うまでもありません。連携を強化する意義が理解されれば、補助金についても、相應の協力を得ることが期待できるのではないのでしょうか。

3. ホンデリングと寄付型自動販売機設置

全国的に見て、この二つが資金獲得の手段として、もっとも活用されているといつてよいでしょう。ただし、ホンデリングについては、少数ながら、取り組んでいないセンターも散見されることと、実施しているところでも、獲得した金額には大きな地域差が見られることが問題です。京都の例を見ると、京都市や京都府警では、部課、区役所、警察署などの単位で書籍を集めてもらえるところもあるので、それなりの金額が期待できます。まだ取り組みを始めていないところは、早く開始すべきでしょうし、金額の少ないところは、増加する手立てを考えるべきでしょう。

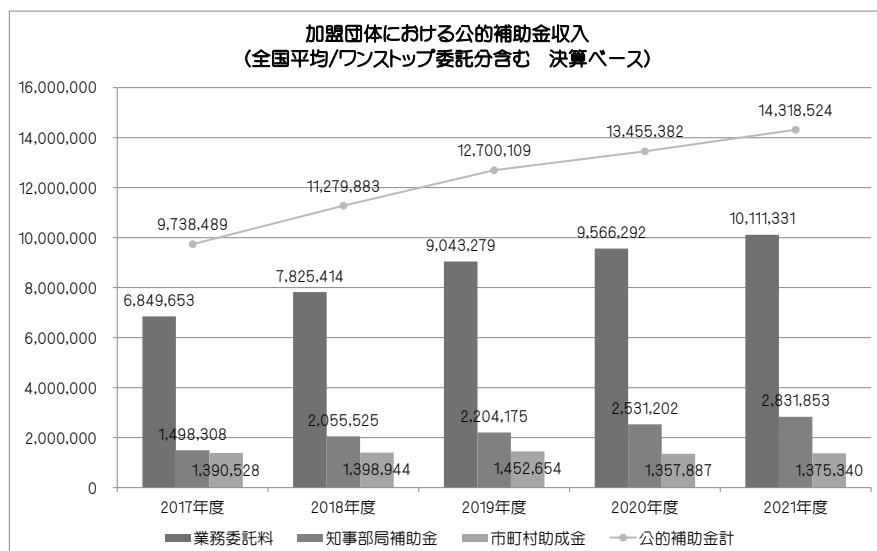
自動販売機については、多様な契約の方法があるようで、大規模に展開しているところでは、年間に1千万円以上の収益があります。

したがって、この二つについては、収益の多いセンターからの情報提供や助言を受けることによって、改善を図ることが十分に期待できます。そして、今後は、いかに継続的に管理するかが課題になると考えられます。

4. 寄付

寄付には、単発のものと継続的なものが存在します。また、自動販売機設置企業・団体から売上金の一部を寄付してもらう場合も、財務

上は寄付という取扱いとなります。寄付という形での支援は有り難いことですが、安定的なものではないので、これに大きく依存することができないのが難点です。寄付を、できるだけ安定したものに近づけていく努力が必要でしょう。なお、賛助会員を募るときに、継続性が敬遠されて、寄付ならば可能という企業・団体も存在しますので、センターとしては、さまざまな選択肢を提示することも心がけなければならないと思います。



5. その他の方法

上記のもの以外にも、全国被害者支援ネットワークと筆者の調査によれば、ほとんどのセンターが行っている募金活動・募金箱設置をはじめとして、多様なものが存在します。それを見ていきますと、第1にワンクリック募金があります。これは、バナー広告と言われるもので、ホームページに企業や団体の名前を記したバナーを掲示し、それをクリックすれば、それに応じた寄付金を広告主が納めるという形式です。全国で約10センターが採用し、1回のクリックで10円の寄付となり、1ヵ月の上限を3000円と定めているところが多いようです。広告の形をとっていますので、会費や寄付とは異なるメリットが認められるところから、こちらを希望する企業や団体も見られます。ただ、ホームページを見ると、協賛するところは、多いセンターでも10前後にとどまっていますから、今後は、協賛企業・団体をどのようにして増加させていくのが課題となっています。次に、「イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン」に参加しているところも6箇所あります。地域ごとに契約するのではなく、店ごとの契約なので、労力のかかるのが難点ですが、それなりの効果は期待できます。さらに、赤い羽根募金やオリジナル商品販売、遺贈という方法に加えて、数力所のセンターは、「金券 de 支援プロジェクト」に取り組んでいます。これは、葉書・切手・クオカード・図書カードなどの金券を寄付してもらうもので、数十万円の収益を上げているところも見られます。他にも、毎月自動引落で定額(千円、三千円、五千円、一万円)の支援を受ける「マンスリーサポート」制度を採用しているところもあります。

ここに挙げたものは、募金を除いて、それほど大きな効果は認められないようですが、①多様な選択肢を開発すること、②広報にも役立つことという点を考えると、これらをさらに発展させていくことが大切だと思います。たとえば、岩手県のセンターでは、募金について、1回100円から回数と金額を選んで、クレジットカードで行う募金を実施しており、ソフトバンクユーザーは携帯電話料金と合わせて支払うことができるという方式を採用しています。このように、募金の方法に工夫を加えることや、新しい資金調達方法を考案することは今後の重要な課題になると思われます。

賛助会員の依頼活動の問題点―体験記

2022年の秋に、賛助会員増加のために、20以上の企業・団体を訪問しました。今回は、事前の連絡を差し上げない、いわゆる「飛び込み」で行いました。訪問先は、他のセンターにおいて、賛助会員になっているところを調べたうえで、有望と思われるものを選定しました。訪問の際は、「京都府の条例が制定されることを契機とし

て、賛助会員の増加を図りたい」ということを申し上げた後に、「他の都道府県において、同種の団体・機関が入会されていること」から、お願いに上がったという趣旨を伝えて、犯罪被害者支援の重要性を説く、という形式を採用しました。ほとんど関心を示されない方もありましたが、大抵の企業・団体には、概ね丁寧に対応してもらいました。中には、依頼の方法をご教示いただいたり、同種の機関を紹介していただくという幸運に恵まれたこともありました。すぐに承諾されたのは、KVS Cの理事の紹介によるもので、残りは少し時間がかかると思われますが、「社会全体で犯罪被害者を支える」ということを考えれば、すぐに結果が出ないとしても、広報活動の一環と考えて努力を継続していく所存です。幸いなことに、京都府の特化条例が2023年4月に施行されることになっていますので、その時点でさらに呼びかけを行う予定です。また、3月には、京都府共同募金会の助成を受けて、KVS Cの主催で、京都府北部の福知山市において、「京都府犯罪被害者等支援条例への期待」と題する講演会を開きますので、そこでも、社会全体の支援をお願いすることとしています。京都府は南北に広がっており、センターが設置されている京都市は京都府南部に位置するため、京都府北部の住民にとっては、センターを訪問するのに時間を要することから、2016年に、京都府北部地域の支援の拠点として「ほくぶ相談室」を設置し、北部の市町と連携を図ってきました。それを生かして、財政基盤の強化にもつなげていきたいと思っています。なお、これもコネクションのあるものでしたが、賛助会員をお願いしたところ、寄付金なら可能ということで、協力をいただいた企業もありました。

京都の反省と各センターへのお願い

筆者の属する京都犯罪被害者支援センターの状況を見てみると、事務局のこれまでの奮闘努力の甲斐あって、さまざまな項目について、全国の中で下位に属するということはありません。しかし、上位に属するものも少ないというのが現状です。したがって、悪い点が目立つということは全くないのですが、非常に優れているということもないわけですから、まだまだ改善の余地があると捉えています。全国のセンターの財政状況を見ると、「これで十分」というところは皆無だと思うので、是非、自分のセンターの財政基盤について、改善を図っていただいて、さらなる基盤の強化を目指されることを期待します。そして、それは十分に可能なことだと思いますが、そのためには、上に述べたように、全センターが一層の努力を重ねて、それに基づく有用な情報を共有することによって、財政状況の改善を図るのが重要です。したがって、各センターのご協力を切にお願いする次第です。そして、各センターの財政基盤が強化されることによって、被害者支援の質が向上し、被害者の力になることが増えていくのを願っています。

寄稿

被害者支援センターの活動 ～民間被害者支援団体の支援

全国被害者支援ネットワーク NNVS 認定コーディネーター
公認心理師 林 貴子 氏



全国48の支援センターは、さまざまな関係機関との連携を図りながら日々被害者支援活動を行っています。ここでは具体的な支援センターの活動がどのようなものかを紹介します。

はじめに、支援センターがどのように被害者等とつながるのかということです。支援の端緒は、電話相談などから以外に、警察からの情報の提供があります。全国47の支援センターでは公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けており、警察から直接犯罪被害の概要などに関する情報の提供を受けて、支援が開始される場合があります。情報提供を受けることで、被害後の早い段階で支援センターが被害者等につながることができています。

犯罪被害への支援というと、司法手続きに関連することがまず浮かびますが、支援センターでは、それだけではなく、心身の状態、経済面、生活面など被害者等の直面する問題全般に対する総合的で途切れのない継続的な支援をめざしています。

1. 支援の方法

1) 電話相談

犯罪被害に関する電話相談を広く受け付けています。犯罪被害は、身近な人には相談しにくいことも多いため、プライバシーが守られ安心して相談できる窓口として利用することができます。専門の研修を受けた支援員が応対し、相談の内容によって面接相談や弁護士・臨床心理士の専門家相談へ移行します。開設日や開設時間は都道府県の各センターごとに異なります。

2) 面接相談

電話相談や他機関からの紹介、警察からの情報提供などを経て、センター面接室、相談者自宅、関係機関内の個室などで面接相談を実施します。面接相談では支援員が被害者等の心情を受け止めることを大切にしながら、被害についてや、被害後の状況について確認し、相談者のニーズの把握に努め、必要に応じた情報を伝えるなどします。被害者等の意思決定を尊重した上で、専門家相談へと移行したり、被害後の対処のための各種関係機関への付添い支援などへと移行する場合があります。

3) 直接的支援

直接的支援は電話相談、面接相談などを経て、その後の被害者等への継続的支援として行われる具

体的な支援のことを言います。警察や検察庁への付添い、裁判の傍聴付添いや代理傍聴、弁護士相談の付添いなどの他に、各種手続きの手伝いや日常生活におけるサポート、専門家によるカウンセリングの付添いなどを行っています。各種手続きの手伝いについて例にあげると、自治体での証明書類の取得が必要な時に、支援員が犯罪被害者支援担当課にあらかじめ連絡を入れ、被害者等が窓口で一から説明をしなくてもいいように事前のコーディネートを行った上で、手続きに付添います。支援員が必要に応じて補助をすることで、被害者等の負担の軽減や二次的被害の防止につながっています。

その他に、犯罪被害者の自助グループ活動への支援を行っているセンターもあります。自助グループは被害者が集まって体験を話したり、思いを共有し支え合う場です。その活動の計画、場所の確保や事前準備などを支援員が行い、運営を側面的に支えています。

2. 支援の流れ

仮想事例を通して、支援センターの行う支援の流れの一例を紹介します。同じ罪名の被害であっても被害者等の思いはそれぞれであり、支援は同じではないので、あくまで一例となります。

つながる

Aさんの10代の子どもは、強制わいせつの被害にあい、加害者は逮捕されました。警察から受け取った資料の中に支援センターの案内があったため、電話をして、これからどうなるのか、プライバシーが守られるのかなどが心配であることを相談しました。その後Aさんはセンターで面接相談を受けました。

裁判まで

センターでの面接で被害後の心情を受け止めてもらえたと感じ、また今後の司法手続きの説明を受けたこともあって、Aさんは今後のサポートを受けることにしました。Aさんと子どもだけで行くつもりだった検察庁での被害者の聴取の付添いを依頼しました。控室で待っている間に、今後のこと、もし起訴され裁判になったらどのようなことが行われるかなどについて、支援員から説明を受けました。慰謝料などの請求ができるかなど法的な疑問が出てきたため、セ

ンターでの弁護士相談を受けました。被害者通知制度のことも知ることができました。Aさんは代読してもらえることもわかって、意見陳述をすることを決めました。

精神的支援

Aさんの子どもは今まで通りの生活を続けていましたが、Aさんは、子どもに被害のことや心の状態などを聞いていいものか、接し方で気を付けることはどんなことか知りたいと思い、センターのカウンセリングを受けました。不安を受け止めてもらえ、子どもが被害後どのような心情か、子どもの様子をどのように見守ったらいいのかなどのアドバイスを受けることができました。場合によっては医療機関の受診を勧めようと思通しを持つことができました。子どもの性被害を相談できる人は周りにいないので、カウンセラーや支援員に心配や不安を打ち明けることができて、心強く感じました。

裁判

Aさんの子どもの証人尋問はなく、裁判にかかわることはありませんでした。Aさんは傍聴をしたい気持ち、怖い気持ちなどがあり迷いました。支援員と相談した結果、支援員にAさんが裁判傍聴する付添いをしてもらいました。被告人の言動を目の当たりにしてショックを受けましたが、付添いを受けていたので、すべての裁判を安全に傍聴することができました。刑の確定後、加害者処遇状況通知の申請手続きをすることができました。

被害者等のニーズに沿って行う司法手続きにかかわる支援以外にも、さまざまな具体的な支援のコーディネーターをします。代表的な例を紹介します。

①行政機関との連携

「引っ越しをしたい」という要望に対して、公営住宅の優先入居の手続きの補助

「住所を知られたくない」という要望に対して、住民基本台帳の閲覧制限手続きの補助

「見舞金を申請したい」という要望に対して、申請の補助

「後遺障害により身体障害認定を受けたい」という要望に対しての申請の補助

②他県の支援センターとの連携

「遠方で裁判が行われるが被害者参加する、傍聴したい」という要望に対して、他センターとの共同支援による、公判の際の付添い支援等

③犯罪被害者等給付金の申請補助

診断書、医療費領収書等申請に必要な書類を病院等で得るための付添いや警察への申請の補助

④教育機関との連携

学校生活を安心安全なものとするための配慮について学校に情報提供をしたり、ケース会議に参加するなど

3. 伝えたいこと～支援する側に求められること

私たちが日々の生活を過ごしている時、おそらくそれが、1週間後も1か月後も1年後も続くだろうと思っているものです。そのような日常が、自分に落ち度のない犯罪によって突然壊されてしまうのが、犯罪被害にあうという体験です。

事件後、被害者本人やその家族・遺族は、事件の捜査への対応、怪我やその治療など医療面への対応、他の家族のことやこれまでの生活の維持に支障をきたす生活上の問題、経済的問題など、経験したことのない対応を迫られます。また、今までの平穏な生活がこれからどうなってしまうのか、先の見通しが持てない不安を抱えます。被害によって、心身に大きなダメージを負った上、これらの数々の問題への対処をしなければならないことは、大きな負担となります。

被害者支援に携わる担当者が被害者等にかかわる時、目の前の被害者が、「普段の冷静な時の理解力・判断力で物事に対処できる状態ではないかもしれない、混乱しているかもしれない」という相手の状態への配慮と、細やかな心配りが求められます。

たとえば、相談を受ける際は、十分な時間をとり、相手のペースに合わせながら聞き取りをする。制度の説明などはゆっくり丁寧に、資料などを視覚的に提示しながら進めるなどです。

被害者等は自分たちに落ち度のない犯罪であっても、犯罪被害を防ぐことができなかったことに対して自分を責めてしまいます。例えば「暗くても、いつも一人で帰っていたので、まさかこんなことが起こると思わなかったのですね」と掛けた言葉が「迎えに行かなかったあなたが悪い」と責められているように感じてしまうこともあります。支援する側が、被害者の思いを汲んだ対応について学んでいく必要があります。

私が被害者支援に携わるようになってから、たびたび助言を受け心に残っている言葉があります。それは、「被害者の声を聞いてください」「被害者の思いから自分の支援を振り返ってください」という言葉です。支援をする者として、被害者の思いを受け止める努力に終わりはありません。「誰もが温かく見守り支えていく社会を築こう」という共通の目標を持って歩みを進めていくことが大切なのではないでしょうか。



事務局からのお知らせ

◇2022年度「質の向上研修」が終了しました

全国を6ブロックに分け、近隣の県ごとに実施する「質の向上研修」が終了しました。

この研修は、全国どこにいてもいつでも均一な質の高い支援を被害者等の方たちに提供できるよう、全国被害者支援ネットワークの加盟団体である被害者支援センターに所属する相談員、直接支援員を対象とした研修プログラムです。

（この事業は日本財団預保納付金支援事業の助成により実施しています）



編集後記

次回発行予定日
2023年7月

●特集●

トラウマ・ソーシャルワーク

■被害者支援センターについてよりよく知っていただくために、特集記事として被害者支援センターの財政基盤、また被害者支援センターで提供している支援活動について掲載しました。被害者支援にかかわる関係機関連携についてお役立ていただければと思います。多くの皆様のお力添えをもちまして、今号で被害者支援ニュースは40号を発行することとなりました。改めて御礼申し上げます。これからも犯罪被害者支援にかかわる有益な情報を皆様と共有できるような紙面づくりを心掛けていく所存です。（H.T）